

水産基盤整備交付金事業（水産業共同利用施設整備分）実施要領

第1 趣旨

県は、水産業の振興や漁村地域の活性化を図るため、水産業共同利用施設の整備や拡充等を行う事業について、海域を有する市町（以下「沿海市町」という。）に対し予算の範囲内において交付金を交付するものとする。

このため、この要領は、水産基盤整備交付金事業（水産業共同利用施設整備分）の実施に関し、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 交付先

県は、沿海市町に対し、交付金を交付する。

第3 事業主体

事業主体は、沿海市町、漁業協同組合（内水面漁業協同組合及び内水面漁業協同組合連合会を除く。）及び漁業協同組合連合会とする。

第4 対象事業

対象事業は、別表1に定める水産業共同利用施設の整備に要する経費とする。

第5 交付額

沿海市町への交付額は、次の（1）～（3）に掲げる項目、事業内容（漁家所得の向上や地域活性化へ向けた取組等県の重点施策に合致する事業）及び事業の緊急性・利用度をもとに算定し、対象となる事業費総額の1/3を限度として交付するものとする。

- （1）財政力指数
- （2）漁業経営体数
- （3）事業実施予定箇所数

第6 交付申請書

要項第6条第2項の添付書類は、次に定めるところによる。

- （1）事業計画書 別記第1号様式
- （2）事業実施位置図、事業内容等に関する資料等

第7 交付決定前着手

要項第9条の交付決定前着工申請書は、別記第2号様式によるものとする。

第8 事業内容の変更

要項第8条第2項の事業変更計画書は、別記第1号様式によるものとする。

第9 事業の実施

- 1 市町及び事業主体は、第4に記載する事業を適正に計画し実施するものとする。
- 2 事業主体は、事業の計画及び実施に当たり、関係者等と協議調整を図り円滑に事業を進めるよう努めるものとする。
- 3 事業主体は、関係法令の定めるところに従い、当該施設が十分にその機能を発揮するよう適切な管理、運営に努めるものとする。

第10 着工報告及び完成報告

要項第11条の着工報告及び完成報告については、次の表に定めるところによるものとする。

区分	報告時点	報告期限	添付書類
着工報告	工事に着工した日	直ちに	1 契約書の写し 2 変更契約を取り交わした場合はその書類
完成報告	工事がしゅん工した日	直ちに	1 検査復命書 2 工事の経過及び完成を証するに足る写真 3 補助事業等しゅん工確認検査要請書（別記第4号様式） 4 契約書の写し

第11 指導及び監督

- 1 県は、沿海市町に対して、事業の適切かつ円滑な実施のための助言、指導、その他必要な措置を講ずるものとする。
- 2 県は、第4の内容に適合しない事業を実施していると認める場合には、沿海市町に対して適合させるための措置等を求めることができる。

第12 実績報告

要項第13条第2項の添付書類は、次に定めるところによる。

- (1) 事業実績書 別記第1号様式
- (2) 確認検査調書
- (3) しゅん工写真
- (4) 事業実施位置図、事業内容等に関する資料等

第13 財産処分

事業主体は、事業の実施内容が、補助金等に係る予算の執行適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第22条に基づく財産処分の対象となる場合は、その手続に従うものとする。

第14 その他

1 交付の条件

事業主体は、この事業により取得した財産で耐用年数の期間内は、財産管理台帳（別記第5号様式）及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

なお、耐用年数については『減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）』に基づくものとする。

2 申請書等の提出方法

要項に規定する以下の申請書は、所轄の県広域本部農林水産部水産課を經由して行うこと。

- (1) 交付申請書（要項第6条関係）
- (2) 交付決定前着工承認申請書（要項第9条関係）
- (3) 事業変更申請書（要項第8条関係）
- (4) 着工（完成）報告書（要項11条関係）
- (5) 実績報告書（要項第13条関係）

3 この要領に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要領は平成25年5月13日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附則

この要領は平成27年4月20日から施行する。

別記第1号様式（第6，8，13条関係）

水産基盤整備交付金事業（水産業共同利用施設整備）事業計画書
（又は、変更計画書・実績書）

1 事業計画

（1）事業主体名

（2）事業内容

（3）事業実施箇所

（4）事業実施地区の漁家数及び受益漁家数

2 事業実施の必要性

3 経費の配分

（単位：円）

事業項目	事業内容	事業費	補助事業に要する(要した)経費	負担区分			備考
				県交付金	市町村費	その他	
合計							

（※ 積算内訳書を添付してください。）

4 事業完了予定日（事業完了年月日）

（注）変更に係る部分については二段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載してください。

番 号
年 月 日

熊本県知事 様

（申請者）所在地

団体名

代表者 職

氏名

印

平成 年度水産基盤整備交付金事業（水産業共同利用施設整備分）交付決定前着手
承認申請書

平成 年度水産基盤整備交付金事業（水産業共同利用施設整備分）に係る下記事業について、
別記条件を了承のうえ、交付決定前に着手したいの、承認いただきたく申請します。

記

- 1 事業内容
- 2 事業量
- 3 事業費
- 4 事業実施箇所
- 5 着工予定年月日
- 6 しゅん工予定年月日
- 7 交付決定前着手を必要とする事由

別記
条件

- 1 交付金の交付決定を受けるまでの期間内に、天災地変等の事由によって、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業主体が負担すること。
- 2 交付金の交付決定を受けた交付金額が、交付申請額に達しない場合においても、異議がないこと。
- 3 事業の着手から交付金の交付決定を受ける期間内は、当該事業の計画変更は行わないこと。

番 号
平成 年 月 日

（申請者）様

熊本県知事 印

平成 年度水産基盤整備交付金事業（水産業共同利用施設整備分）交付決定前着手承認通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のありました水産基盤整備交付金事業（水産業共同利用施設整備分）交付決定前着手承認申請については、下記の条件を付して承認します。

記

1 交付決定前着手の条件

- (1) 交付金交付決定通知を受けるまでの期間内に天災地変等の理由により、実施した事業に損失を生じた場合、この損失は事業主体が負担する。
- (2) 交付金交付決定を受けた交付金額が、交付申請額に達しない場合においても異議がない。
- (3) 当該事業については、着手から交付金交付決定通知を受けるまでの期間においては、計画変更は行わない。

水産基盤整備交付金事業（水産業共同利用施設整備分）しゅん工確認検査要請書

下記工事について、しゅん工確認検査をしていただきたく、要請いたします。

記

事前着工承認年月日又は 交付決定年月日	
事業内容	
工種または施設の区分	
着工年月日	
しゅん工年月日	
事業主体	
住 所 施工業者 商 号 代表者名	
事 業 量	
事 業 費	

年 月 日

(住所)
(申請者)
(氏名)

印

熊本県知事

様

財 産 管 理 台 帳

市町村名（事業主体名） _____

地域名		地区	事業実施年度		年度	水産基盤整備交付金事業（水産業共同利用施設整備）											
事業 項目	事 業 の 内 容					工 期		経 費 の 配 分				処分の状況		摘 要			
	事業内容	事業主体	工種 構造 施設区分	施 箇 所 又 は 設 置 場 所	事業量	着 工 年月日	しゅん工 年月日	事業費	負 担 区 分				耐用 年数		処分制限 年月日	承 認 年月日	処分の 内 容
									国庫交付金	都道府県費	市町村費	そ の 他					
	小 計																
	小 計																
	合 計																

- (注) (1) 処分制限年月日には、処分制限の終期を記入すること。
 (2) 処分の内容欄には、譲渡、交換、貸付け、担保提供等別に記入すること。
 (3) 摘要欄には、譲渡先、交換先、貸付け先及び抵当権等の設定権者の名称または交付金返還額を記入すること。
 (4) この様式により難しい場合には、処分制限年月日及び処分の状況欄を含む他の書式をもって財産管理台帳に代えることができる。

別表 1

交付金の対象事業（水産業共同利用施設整備分）

事業項目	内 容
(1) 共同利用施設の整備	国庫補助事業及び国交付金等の採択要件に適合しないものの、共同利用施設としての事業効果が十分に見込める施設及び機器の整備に要する経費。
(2) 共同利用施設の補修、改修	既存の共同利用施設について、補修、改修等を行うことで、さらに有効活用が図られ長期的な効果が見込まれる施設及び機器の整備に要する経費。
(3) その他	その他、緊急的に行わなければならない共同利用施設、機器等の整備、補修、改修に要する経費。

※ その他、表の内容以外で、特に必要と認められる事業については別途協議とする。